

災害ボランティア割引制度に関する意見書

ボランティアにとって、被災地への移動手段の確保、被災地での滞在場所の確保は、被災地でボランティア活動を行う上での必須要件である。各種の世論調査やボランティアへの調査では、旅費が無いのでボランティアに行けないという人が圧倒的に多い。

そうした人々が、ボランティア活動に参加できるように、ボランティアバスや低廉な宿泊場所などについての情報提供の強化をはかるとともに、その必要経費の援助を社会的にはかかることが支援文化の発展のために求められる。なお、ここで留意すべきことは、ボランティアのすそ野を広げるという視点から、第1に、個人で参加しようとする人にも援助が限なく行き渡るように心がけなければならない。力ある大きなボランティア団体にだけ支援金がわたるだけでは不十分である。第2に、南海トラフ沖地震が起きてからでは遅く、それ以前から日常的な仕組みとして、ボランティアに参加する文化、ボランティアを支援する文化を創っておかなければならない。

過去の実績から、首都直下地震や南海トラフ沖地震が起きると、1日10万人以上、延べ1000万人以上のボランティアが必要になることがわかっている。それだけ多くのボランティアを集めようとするれば、近隣からの支援だけでは足りず、遠方からの支援や長期にわたる支援に頼らなければならない。

今のわが国にはこうした大規模災害の被災地に、必要なだけのボランティアを集める環境が整っていない。まずは、彼らの「被災地への移動手段」と「滞在場所」にかかる経費の援助を社会的に図るべきである。

これまで、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民ともに、負担軽減のための取り組みを行った事例があり、国は、こうした動きをさらに広め多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを構築すべきである。

そのようなことから、地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に被災地に赴く災害ボランティアに対して、交通費や宿泊費を割り引く制度を制定するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

採決結果
平成28年3月23日 原案可決

泉南市議会